

各位

全 2 ページ

登録速報(2025-072)

2025年3月11日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

## 登 録 速 報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日：2025年3月10日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

## 記

### 1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 21863 号

名 称：クミアイベフトップジンフロアブル

### 2 変更を生じた年月日

令和 7 年 3 月 10 日

### 3 変更を生じた事項及び変更の内容

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」について次のとおり変更する。

- (6)「かんきつの施設栽培で」を「みかんの施設栽培で」に変更する。
- 以下の注意事項を追加し、以降順次番号を繰り下げ変更後のとおりとする。

#### 追加する注意事項

- (7) 本剤をかんきつ（みかんを除く）の施設栽培には使用しないこと。

### 変更後

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用に際しては、容器をよく振ること。
- (3) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲内で使用すること。

- (4) ボルドー液とは沈殿を生じるので混用しないこと。塩化銅等の無機銅剤との混用はさけること。
- (5) 日本なし、もも、うめ等の果樹、稲、きゅうり、あぶらな科作物、まめ類には、葉に薬害を生じることがあるのでかからないように注意して散布すること。
- (6) みかんの施設栽培で果実の着色終了前に使用する場合、果実に着色むらを生じるおそれがあるので、降雨時等の極端な多湿条件下での散布はさけること。
- (7) 本剤をかんきつ（みかんを除く）の施設栽培には使用しないこと。
- (8) 蚕に対して毒性があるので桑にはかからないように注意して散布すること。
- (9) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
  - ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (10) 本剤を希釈倍数 250 倍で使用する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を用いて均一に散布すること。
- (11) 本剤を使用した場合には、ペノミルを含む剤を使用しないこと。ただし、種子への処理、種籾への処理及び塗布処理は除く。
- (12) 本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

#### 4 変更の理由

適切な注意事項とするため。

以上